

木造計画・設計基準(令和7年改定)【概要】

■目的・概要

官庁施設の木造化に係る計画及び木造化を図る場合の設計の効率化に資するとともに、官庁施設として有すべき性能の確保を図ることを目的に、木造化に係る計画に関する基本事項並びに木造化を図る場合の設計に関する標準的な手法及びその他の技術的事項を定めたものです。

■主な内容

・計画に関する事項について

基本的性能等に関する留意事項、施設整備期間に関する留意事項

・建築設計に関する事項について

木造建築計画(構造上、合理的な階層・平面計画、防耐火、耐久性、フレキシビリティ、断熱性、音環境、振動、設備室等)、内装等の木質化、各建築部位の構法、仕上げ

・建築構造設計に関する事項について

構造形式及び構造種別、構造材料、荷重及び外力、構造計算、軸組構法(壁構造系)、軸組構法(軸構造系)、枠組壁工法、木質接着パネル工法、丸太組構法、CLT パネル工法、基礎

・建築設備設計に関する事項について

■主に使用する時期

・計画段階、設計段階、工事段階

■適用方法

〈業務委託等を行う際の適用方法〉

- ・企画立案に関する業務、設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。
- ・発注者が自ら企画立案を行う場合は、施設の性能設定に使用します。

〈業務実施時の適用方法〉

- ・本基準の技術的事項等に基づき、計画及び各部の設計を行います。
- ・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、本基準を確認します。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者、に対する事項]

- ・官庁施設が有すべき基本的性能に関し、本基準に定めのない事項は、「官庁施設の基本的性能基準」によります。【発】【設】
- ・また、官庁施設の木造化を図る場合の設計に関し、本基準に定めのない事項は、「建築設計基準等」によります。木造と非木造の混構造とする場合においては、対象とする施設、部分等の特性に応じて必要な性能を確保するよう本基準又は建築設計基準等を当該施設、部分等に適用することとしています。よって、契約図書としては、他の適用すべき技術基準等と併用する必要があります。【発】【設】
- ・本基準を適用する際に必要となる具体的な事項が「木造計画・設計基準の資料」に示されていますので、併せて参考として下さい。【発】【設】